

最近の判例から (12) – 突出看板の管理責任 –

店舗の突出看板の支柱が落下し歩行者が重篤な傷害を負った事件において、店舗責任者に業務上過失傷害罪の成立を認めた事例

(札幌地判 平29・3・13 裁判所ウェブサイト) 中戸 康文

飲食店店舗の外壁に設置された突出看板から支柱が落下し、これに衝突して歩行者が全治不能の傷害を負った事故につき、店舗の責任者に業務上過失傷害罪を認定し、罰金40万円を言い渡した事例（札幌地裁 平成29年3月13日判決 裁判所ウェブサイト）

1 事案の概要

地上7階建の本件店舗建物（A社所有・昭和60年3月建築）の壁面には、「A駅前本店」と縦に表示された突出看板（本件看板）が、高さ約8m～約15m付近に設置されていた（設置工事：昭和59年12月完工）。

平成27年2月、午前11時から午前11時30分の間に、本件看板から本件部品（重量約2.8kg）が脱落し歩道上に落下した。

午前11時30分の少し前頃、通行人より「本件部品が落ちている。気を付けるように。」との指摘を受けた本件店舗の従業員は、本件店舗建物や周辺を見渡したが、その物体が何なのか判断できなかったため、本件店舗の店長職にあるY（被告）にそのことを伝えた。

午前11時40分頃、Yは、外部より本件看板を含む本件店舗建物の外壁全体を眺め、さらに屋上に上がり、屋上にある巨大なネオン看板の周囲などを見回した（側縁の壁が厚かったため、屋上より本件看板の真上辺りから本件店舗建物の外壁を見下ろすことはできなかった）。Yは、異常を発見できなかったため、本件部品は本件店舗建物の物ではないと判断して業務に戻った。

午後1時55分頃、本件看板より本件支柱（重量約25.7kg）が落下し、通行していた歩行者の頭部に衝突、歩行者は全治不能の頸髄損傷等の傷害を負った。

本件事故当日現場付近には、朝早い時間帯から、かなり強い風が吹いていた。

Yは、本件部品の落下により、本件看板より更に部品が落下するおそれがあることを認識し得たにもかかわらず、何ら措置を講ぜず漫然とこれを放置した過失により、通行中の歩行者に、本件看板上部から落下した本件支柱を衝突させ、同人に全治不能の頸髄損傷等の傷害を負わせたとして、業務上過失傷害の罪により起訴された。（求刑・罰金50万円）

2 判決の要旨

裁判所は、Yに業務上過失傷害罪が成立すると認定した。（量刑：罰金40万円）

(1) Yの業務内容等について

A社が店長職に就く者に交付している店長手引書には、店長の日課業務として、店舗内外の機械設備等に関する異常の有無につき点検確認を行うことが明記されていることなどから、本件店舗の店長職を行っていたYは、本件店舗の施設・設備の維持・管理等の業務に従事することとされていたものと認められる。

(2) 予見可能性に関する検討

Yが本件部品を発見確認した当時の状況等を検討すると、歩道上で発見確認された本件部品は、建築構造物の一部部材と想定し得る

ものであったこと、本件部品に落下の衝撃により生じたと想定されるへこみが見られ、周辺には鉄片や塗膜片が相当量落ちていたこと、本件部品が発見された場所のほぼ真上に本件看板があったことなどから、本件部品が本件看板から落下してきた可能性を十分具体的に疑うことができたことと認められる。

よって、Yは、本件部品を発見確認して以降、本件部品が本件店舗建物から落下したものであり、本件店舗建物から更に部品が落下するおそれがあることを認識し得たものと認めるに十分であって、このような予見可能性に欠けるところはなかったと認められる。

(3) 結果回避可能性に関する検討

本件公訴事実に係る結果回避措置の内容は、本件店舗建物を点検して本件部品の脱落箇所の特定に努めるとともに、更なる部品の落下のおそれがないことが確認できるまでの間、歩道を通行する歩行者に注意喚起をする措置を講じるなどして、本件店舗建物から更に部品が落下して歩行者に衝突する危険を未然に防止するというものである。

本件部品の脱落箇所は、本件看板が見える窓を開放して観察するなどすればよりの確に把握でき、歩行者に対する注意喚起も、本件店舗建物内に数多く備え置かれていたカラーコーンやコーンバーを用いるなどして十分実施可能であったと認められ、このような比較的単純な措置を行えば、本件のような部品の落下による人の身体の安全に対する危険は、問題なく回避することができたと認められる。

(3) 結論

以上から、Yについては、業務上過失傷害罪が成立するものと認定する。

※なお、平成29年7月の新聞報道によれば、本件については、1審同様罰金40万円を言い渡した札幌高裁判決が確定している。

3 まとめ

ビル等からの落下物による、歩行者の傷害事故は、決して起きてはならない悲惨な事故であり、被害者の負った傷害の重さを思うと辛いものがある。

本件部品の落下を知ったYは、その場において、危険回避の必要性にまで思いが至らなかったようであるが、A社において、心構えのマニュアルを手渡すだけではなく、安全確保の必要性や回避方策について、具体的な研修等がなされていれば、Yは本件事故を容易に防げたのではなかろうか。

また、本件支柱等の落下は、外壁固定の鉄板との溶接部分の腐食・分離が要因であったが、本件看板について、設置後30年もの間、目視確認しかせず、専門業者による点検を一度もしていなかったことも、建物管理上問題と言われるのではなかろうか。

外壁・看板の一部、あるいは、ビル屋上に固定されず置かれたものの、老朽化・強風等による落下事故は、その可能性が予見されるものであり、また、適切な点検管理がなされていれば、あるいは、万一何か異常が見られた場合に即時に安全対策を行う体制が確立・実行されていれば、当該事故の回避は可能と考えられる。

ビルの所有者、占有者、管理者におかれては、対応されていることは思われるが、人の生命身体に関わる事故の防止の観点から、本件事故を踏まえ、今一度、外壁・看板等の点検・管理体制の確認をお願いしたい。

なお、看板の管理について、屋外広告物適正化推進委員会より「看板の安全管理ガイドブック（2015年9月）」が、発行されており、参考になると思われる。

(調査研究部主任研究員)